

## 資料編

---

# 資料1 あいち新世紀自動車環境戦略会議 構成員、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会 委員及び審議経過

## 1 あいち新世紀自動車環境戦略会議 構成員

区分	構成員
関係行政機関 (5)	農林水産省東海農政局長 経済産業省中部経済産業局長 国土交通省中部地方整備局長 国土交通省中部運輸局長 環境省中部地方環境事務所長
愛知県警察本部 (1)	愛知県警察本部長
市町村 (15)	名古屋市長 豊橋市長 岡崎市長 一宮市長 半田市長 春日井市長 豊川市長 津島市長 碧南市長 豊田市長 西尾市長 新城市長 日進市長 豊山町長 設楽町長
関係道路管理者 (3)	中日本高速道路株式会社名古屋支社長 名古屋高速道路公社理事長 愛知県道路公社理事長
関係機関・団体 (13)	愛知県商工会議所連合会会長 愛知県女性団体連盟会長 社団法人愛知県トラック協会会長 公益社団法人愛知県バス協会会長 一般社団法人中部経済連合会会長 特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会代表理事 一般社団法人日本自動車連盟中部本部事務局長 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ理事長 特定非営利活動法人 ITS Japan 石油連盟 一般社団法人日本ガス協会東海支部 一般社団法人日本自動車工業会 中部電力株式会社
愛知県議会 (1)	愛知県議会議長
愛知県 (1)	愛知県知事

## 2 愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会 委員

条例第二条の区分	委員
国の関係地方行政機関の長 (第3号)(5)	農林水産省東海農政局長 経済産業省中部経済産業局長 国土交通省中部地方整備局長 国土交通省中部運輸局長 環境省中部地方環境事務所長
愛知県公安委員会の委員長 (第1号)(1)	愛知県公安委員会委員長
関係市町村の長 (第2号)(13)	名古屋市長 豊橋市長 岡崎市長 一宮市長 半田市長 春日井市長 豊川市長 津島市長 碧南市長 豊田市長 西尾市長 日進市長 豊山町長
関係道路を管理する公共的機関の長 (第4号)(3)	中日本高速道路株式会社名古屋支社長 名古屋高速道路公社理事長 愛知県道路公社理事長
その他知事が必要と認める者 (第5号)(9)	愛知県議会議長 愛知県商工会議所連合会会長 愛知県女性団体連盟幹事 社団法人愛知県トラック協会会長 公益社団法人愛知県バス協会会長 一般社団法人中部経済連合会会長 特定非営利活動法人中部リサイクル運動市民の会代表理事 一般社団法人日本自動車連盟中部本部事務局長 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ副理事長
愛知県(1)	愛知県知事

(注) 表中の条例とは、愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成14年3月26日愛知県条例第3号)を示す。

### 3 改定の経過

年月日	内容
2011年11月8日(木)	<u>総合調整会議及び幹事会</u> ○旧戦略における目標の達成状況 ○自動車環境の現状分析 ○施策の実施状況 ○改定の背景と配慮事項 ○改定戦略の構成(素案) ○自動車環境に係る国の主な施策 ○総量削減計画の進捗状況 ○総量削減計画の改定
2012年1月27日(金)	<u>総合調整会議及び幹事会</u> ○新たな戦略の考え方 ○戦略の内容(素案) ○戦略の構成(案) ○総量削減計画の改定スケジュール
2012年12月26日(水)	<u>総合調整会議及び幹事会</u> ○パブリックコメント(案)
2013年1月25日(金)～ 2013年2月25日(月)	県民意見募集(パブリック・コメント)
2013年2月28日(木)	<u>総合調整会議及び幹事会</u> ○戦略(総量削減計画)(案)の策定
2013年2月28日(木)	<u>戦略会議及び協議会(文書審議)</u> ○戦略(総量削減計画)(案)の審議
2013年3月28日(木)	戦略(総量削減計画)策定

## 資料 2 自動車交通に関する環境基準等

### 1 大気汚染に係る環境基準

	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学 オキシダント (Ox)
環境 基準	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 16 日環境庁告示)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。 (昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示)
測定 方法	紫外線蛍光法又は溶液導電率法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

## 2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。 (平成9年2月4日 環境庁告示)	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。 (平成9年2月4日 環境庁告示)	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。 (平成9年2月4日 環境庁告示)	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。 (平成13年4月20 日環境庁告示)
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。

## 3 微小粒子状物質に係る環境基準

	微小粒子状物質（PM2.5）
環境基準	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成21年9月9日環境省告示)
測定方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法。

## 4 騒音に係る環境基準等

### (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域に係る環境基準）

（平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示）

（平成 11 年 3 月 26 日愛知県告示）

地域類型			基準値		幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第 1 種低層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB 以下	昼間 70dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域		夜間	55dB 以下	
B	第 1 種中高層住居専用地域	左記のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	夜間 65dB 以下
	第 2 種中高層住居専用地域		夜間	60dB 以下	
C	近隣商業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB 以下	(全地域共通) ※備考参照
	商業地域 準工業地域 工業地域		夜間	60dB 以下	

#### ※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

注) 1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。
- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 3 時間の区分については、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

### (2) 騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音に係る限度

（平成 12 年 3 月 2 日総理府令）

区域区分		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する空間
		1 車線	2 車線以上	
a	第 1 種低層住居専用地域	昼間	65dB	昼間 75dB
	第 2 種低層住居専用地域		70dB	
	第 1 種中高層住居専用地域	夜間	55dB	夜間 70dB
	第 2 種中高層住居専用地域		65dB	
b	第 1 種住居地域	昼間	65dB	夜間 70dB
	第 2 種住居地域		75dB	
	準住居地域	夜間	55dB	(全地域共通)
	市街化調整区域		70dB	
c	近隣商業地域	昼間	75dB	
	商業地域 準工業地域 工業地域		夜間	70dB

注) 1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
  - (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。
- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
  - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 3 時間の区分については、昼間は 6 時から 22 時、夜間は 22 時から翌朝 6 時

### 資料3 用語解説

行	用語	解説
英語	ICカード乗車券	カードにICを埋込んだ乗車券で、クレジットカードサイズにCPU（中央演算処理装置）とメモリーを内蔵するため、従来の磁気カードに比較して大容量で高い汎用性を有しています。
	ETC	Electronic Toll Collection Systemの略で、有料道路における料金所渋滞の解消、キャッシュレス化による利便性の向上、管理コストの節減等を図るため、有料道路の料金所で一旦停止することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うシステムです。
	NPO	Non Profit Organizationの略で、公的サービスを提供する行政、営利活動を行う企業に対し、私的な利益を目的としない民間組織です。特定非営利活動促進法により、環境の保全を図る活動等、法に定められた活動を主たる目的とするNPOとして設立が認証されると、法人格が付与されます。
	ppm	parts per millionの略で、100万分中のいくつであることを示す分率です。大気汚染では、1m <sup>3</sup> の大気中に1cm <sup>3</sup> の汚染物質が含まれている状態が1ppmです。
ア	エコステーション	電気自動車や天然ガス自動車等への燃料供給を事業として行う供給施設のことです。
	エコドライブ	不要なアイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まない等の心がけにより、消費燃料を節約し、大気汚染物質や温室効果ガスの排出を削減する運転方法です。
カ	カーシェアリング	自分の車を持たずに、必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用する会員制のシステムです。1980年代の後半に交通問題解消と環境保護運動の一環としてスイスで考案され、1990年代に入ってから欧州で急速に普及しています。
	環境施設帯	道路と沿道住宅地との間を広げ、幅広の植樹帯や歩道、サービス道路等を設けたもので、騒音や排気ガスの影響の軽減、地域コミュニティの場の提供、都市災害時の防災空間、都市部における緑豊かな道路景観の形成等の効果があります。
	クリーンディーゼル自動車(CDV)	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係るポスト新長期規制（09年規制）に適應したディーゼル車のことです。
	公共車両優先システム(PTPS)	Public Transportation Priority Systemの略で、優先信号制御や優先レーンの設定により、公共車両を優先的に運行させることにより、バス利用者等の利便性の向上を図るものです。
	交通需要マネジメント(TDM)	Transportation Demand Managementの略で、ロードプライシング、公共交通機関の利用促進等、自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市又は地域レベルの交通渋滞を緩和する手法の体系をいいます。

行	用語	解説
カ	高度道路交通システム (ITS)	Intelligent Transport System の略で、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、ナビゲーションシステムの高度化、有料道路等の自動料金収受システム、安全運転の支援、交通管理の最適化等を図るものであり、交通渋滞の緩和や交通事故防止にも寄与し、更には環境保全にも大きく貢献するものとして期待されています。
サ	サードパーティーロジスティクス	事業者に代わり、最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の企画立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨物の輸送に係るサービスを提供することです。
	新交通管理システム (UTMS)	Universal Traffic Management System の略で、ITS の一環として総合交通管理を目指した警察のシステムです。
タ	窒素酸化物 (NOx)	窒素と酸素の化合物全体のことをいい、一酸化窒素、二酸化窒素がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼する時にも発生します。発生源は、工場、自動車、家庭等多岐に渡ります。
	駐車デポジット制度 (PDS)	規制エリアに入る際に、一旦乗入れ課金を徴収し、エリア内で駐車したり、店舗で買い物した際にその課金額の全部又は一部をその支払いに充当するという制度です。
	超低 PM 排出ディーゼル車	2003 年に施行された排出ガス規制と比較して PM の排出量が 75% 又は 85% 低減されたディーゼル車をいいます。
	低公害車開発普及アクションプラン	経済産業省、国土交通省、環境省が協力して、低公害車の開発・普及を一層促進するために 2001 年 7 月に策定された行動計画です。2010 年度までのできるだけ早い時期に 1,000 万台以上の低公害車の普及を目指すこと等为目标として定め、各種施策を強力に推進することとしています。
	低騒音舗装	自動車が走行する時、タイヤと路面との間に空気が入り、これが騒音となります。排水性舗装等の低騒音舗装は、こうした空気を舗装の中に逃がすことができるもので、騒音を 3dB 程度低減する効果があります。
	ディーゼル黒煙街頭検査	走行中のディーゼル車に停止を求め、排ガスの検査を実施します。規制値を超える黒煙を排出する整備不良車に対しては、その場で整備命令書を交付する等の指導を行っています。
	デマンドバス	利用者の呼び出しに応じて、バスが利用者の場所へ寄り乗降するシステムです。従来から実施されていますが、近年、より高度な情報通信技術を活用し、電話やインターネット等から予約し、バスに乗りたい停留所で利用できるシステム等が登場しています。
	電気自動車 (EV)	Electric Vehicle の略で、バッテリーに蓄えた電気でモーターを回して走行する自動車です。走行時には排出ガスを全く出しません。
	天然ガス自動車 (NGV)	Natural Gas Vehicle の略で、石油と並ぶエネルギー資源である天然ガスを燃料とする自動車です。在来車からの改造も比較的容易なため、実用的な低公害車として期待されています。排出ガス中に黒煙、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物がなく、性能もガソリン車と比較して遜色がないため、天然ガス資源に恵まれた国々を中心として実用化されています。

行	用語	解説
タ	道路交通情報通信システム (VICS)	Vehicle Information and Communication System の略で、ドライバーの利便性の向上、渋滞の解消・緩和等を図るため、渋滞状況、所要時間、工事・交通規制等に関する道路交通情報を、道路上に設置した電波・光ビーコンや FM 多重放送により、ナビゲーションシステム等の車載機へリアルタイムに提供するシステムです。
	道路交通センサス	全国の道路と道路交通の実態を把握する調査であり、一般交通量調査、自動車起終点調査、駐車場調査の3つの調査で構成されています。調査結果を集計すると、道路の状況、道路交通の状況、自動車の運行状況、駐車場の状況が平日、休日別に分かります。
ナ	名古屋大学 グリーンモビリティ 連携研究センター	名古屋大学の最先端グリーンモビリティ・エンジニアリングに係わる英知を集約して構成されたグリーンモビリティ研究グループです。
	燃料電池自動車 (FCV)	Fuel Cell Vehicle の略で、燃料電池を搭載した自動車です。水素と酸素の化学反応で得られる電気エネルギーを利用し、モーターを駆動させる自動車です。
ハ	パーク・アンド・ライド	都心部における道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗換える手法です。
	ハイブリッド自動車 (HV)	ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターを組み合わせて走行する自動車です。
	バス接近表示システム (バスロケーションシステム)	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステムです。
	微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ ( $1 \mu\text{m} = 1/1,000\text{mm}$ ) の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。
	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	ハイブリッド自動車と同様、エンジンとモーターを搭載しており、家庭用コンセントなどの外部電力で充電することが可能な自動車です。
	プローブ情報	車両を通じて収集される位置・時刻・路面状況等のデータであり、渋滞情報等に加工することが可能です。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	Suspended Particulate Matter の略で、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10 \mu\text{m}$ ( $1 \mu\text{m} = 1/1,000\text{mm}$ ) 以下のものをいいます。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがあります。
	ボトルネック	道路網又は道路の一部区間において、交通容量が前後の区間に比べ小さいために、そこを流れる交通の妨げとなっている地点又は区間のことをいいます。交差点、踏切、橋梁、料金所等のほか、路上の違法駐車も原因となります。

行	用語	解説
マ	マルチモーダル	良好な交通環境をつくるために、航空、海運、水運、鉄道等、複数の交通機関と連携して都市への交通の集中を緩和する総合的な交通施策です。TDM 施策と組み合わせて複合的に実施することにより、都市の交通を円滑にします。
	モーダルシフト	現在、トラックで行われている長距離幹線輸送を、より低公害で効率的な大量輸送機関である内航海運や鉄道へ転換していくことです。
ラ	リーマンショック	2008年9月15日におきた、アメリカで当時4番目の大きさを誇った投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻に端を発する、金融商品への信用性の低下及び世界金融市場への衝撃のことをいいます。
	粒子状物質 (PM)	Particulate Matter の略で、固体又は液体の粒子からなる物質をいい、大気汚染防止法においては、自動車排出ガス物質のひとつとして規制されており、ディーゼル車からの排出ガスに対して、1993年から規制が行われています。
	ロードプライシング	特定の道路利用に対して直接的に課金することにより、交通需要を管理する方法です。首都高速道路、阪神高速道路では、料金に格差を設けることにより、交通量の少ない道路等へ大型車の交通を誘導し、住宅地等への交通集中を緩和する環境ロードプライシングを行っています。



## あいち自動車環境戦略 2020

〔 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質  
総量削減計画 〕

### あいち自動車環境戦略会議

事務局：愛知県環境部 大気環境課 地球温暖化対策室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL : 052-954-6217 FAX : 052-955-2029

E-mail : ondanka@pref.aichi.lg.jp

URL : <http://www.pref.aichi.jp/>

発行：平成 25 年 3 月

